

公益財団法人日中友好会館 後援名義使用承認申請要領

公益財団法人日中友好会館は、主として日本と中国の友好増進、中国文化の普及・啓発、国際相互理解・国際友好親善の促進に資する優良な事業に対し後援名義の使用を承認して支援します。後援名義の使用を希望される場合、以下の要領に従って申請してください。

1. 対象事業の種類

- (1) 文化事業
- (2) 社会教育・生涯学習事業
- (3) その他の国際文化交流事業

2. 対象事業の条件

- (1) 主として日本と中国の友好増進、中国文化の普及・啓発、国際相互理解・国際友好親善の促進に資する優良な事業であること
- (2) 事業の計画及び運営方法が公正で必要な資金が確保できるものであること。
- (3) 営利目的ではないこと（物品の販売、勧誘、営利目的の宣伝等の行為）。
- (4) 政治的又は宗教的な目的を強く有するものではないこと、また、特定の政治的又は宗教的な目的を有するものではないこと。
- (5) 公序良俗に反するものではないこと。
- (6) その他日中友好会館の方針等に反するものではないこと。

3. 申請者

- (1) 国もしくは地方自治体の機関、またはその他の政府関係機関
- (2) 公益・非営利法人等の団体
- (3) 個人または前各号以外の団体等で社会的および財政的にその存在・基礎が明確で、社会的信頼性と事業遂行能力が十分にあると判断されるもの（当該事業のために組織された実行委員会等も含む）。

4. 後援名義の使用を承認された申請者の義務

- (1) 後援名義の適正な表示をもって広報すること。
- (2) 上記 2. 各号の条件に合致した事業運営を行うこと。
- (3) 事業終了後、その結果を速やかに報告すること。
- (4) 事業内容に変更が生じた場合、中止になった場合には速やかに通知すること。

5. 申請手続

- (1) 申請者は「公益財団法人日中友好会館 後援名義使用申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに公益財団法人日中友好会館文化事業部宛にご提出ください。
- (2) 当該事業開始予定日の 4 週間前までにご提出ください。
- (3) 申請内容によっては追加資料の提出を求められる場合があります。
- (4) 当会館で申請内容を精査し、後援名義付与の承認・不承認をご連絡します（過去に承認された場合は上記 4. 各号の義務を果たしているかを考慮します）。

【申請書類】 ※以下の書類は、原則としてすべて提出して下さい。ただし④、⑤、⑧の書類については、変更がなければ、次回以降の申請書への添付を省略できるものとします。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ① 公益財団法人日中友好会館後援名義使用申請書 | ⑤ 役員名簿 |
| ② 事業企画書 | ⑥ 過去の事業実績 |
| ③ 事業収支予算書 | ⑦ 当該事業ポスター等の広報物 |
| ④ 団体規約・会則等 | ⑧ 確認書 |

【提出方法】

郵送またはE-mailにて、下記提出先へご申請ください。なお、PDF等によるデータでの提出も可とする（郵送による原本の送付不要）。

【提出先】

公益財団法人日中友好会館 文化事業部
112-0004 東京都文京区後楽 1-5-3
TEL : 03 - 3815 - 5085 E-mail : bunka@jcfc.or.jp